

[事案 20-47] 高度障害保険金請求

・平成 22 年 4 月 12 日 和解成立

< 事案の概要 >

障害の状態が、約款に定める高度障害状態「そしゃくの機能を永久に失ったもの」に該当するとして、高度障害保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 8 年に食道がんと診断され、同年に頸部食道咽頭切除術、遊離空腸移植術を行ったが、縫合不全のため完全な離断状態となり、食物の経口摂取ができなくなった。同 9 年に腸瘻造設術を行い、食物を嚥下できず、経口摂取ができない状態である。

この状態は、本件保険約款別表の「そしゃくの機能を永久に失ったもの」に該当するものであるから、高度障害保険金を支払うとともに、前記腸瘻造設術が施行され、高度障害状態が確定した月の翌月から同 17 年までの支払済み保険料(既に受領した入院給付金を控除)を支払ってほしい。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申立人は、食道がんのため、食道切除術を施行され、その縫合不全から食道が完全な離断状態になったことをもって、「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」と主張しているが、このような解釈は、約款の「そしゃく機能」という文言から大きく離れるところであって、到底とりえない。
- (2) 前回の査定時より相当期間が経過したことを考慮し、その後の筋力の低下などの事情の変化により、そしゃくする器官、部位の機能を全く永久に喪失しているか否かについて確認を行ったところ下記のとおりであった。

現在の主治医の平成 21 年回答には、申立人は嚥むことは可能であると記載されている。

平成 20 年の申立人との面談時において、申立人は会話が可能な状態であり、「食べ物を嚥むことだけであれば、出来ないこともない」との回答があった。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等にもとづき審理を進めるとともに、申立人を通じて、保険会社から依頼のあった歯科医師への確認を行ったところ、同医師より、申立人のそしゃく機能に関する現状についての意見書が提出された。その結果、保険会社より、申立人のそしゃく機能の現状に鑑み、和解案の提示がなされた。

当審査会において検討した結果、申立人の状態が約款上の高度障害に該当するか否か、及びその状態にいつなったかが不明である点を考えると、保険会社の提案は妥当なものであると思料し、生命保険相談所規程第 4 1 条第 1 項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示しその受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。